

雇用シェア（在籍型出向制度）を活用して、従業員の雇用を守る企業を無料で支援します

公益財団法人 産業雇用安定センター

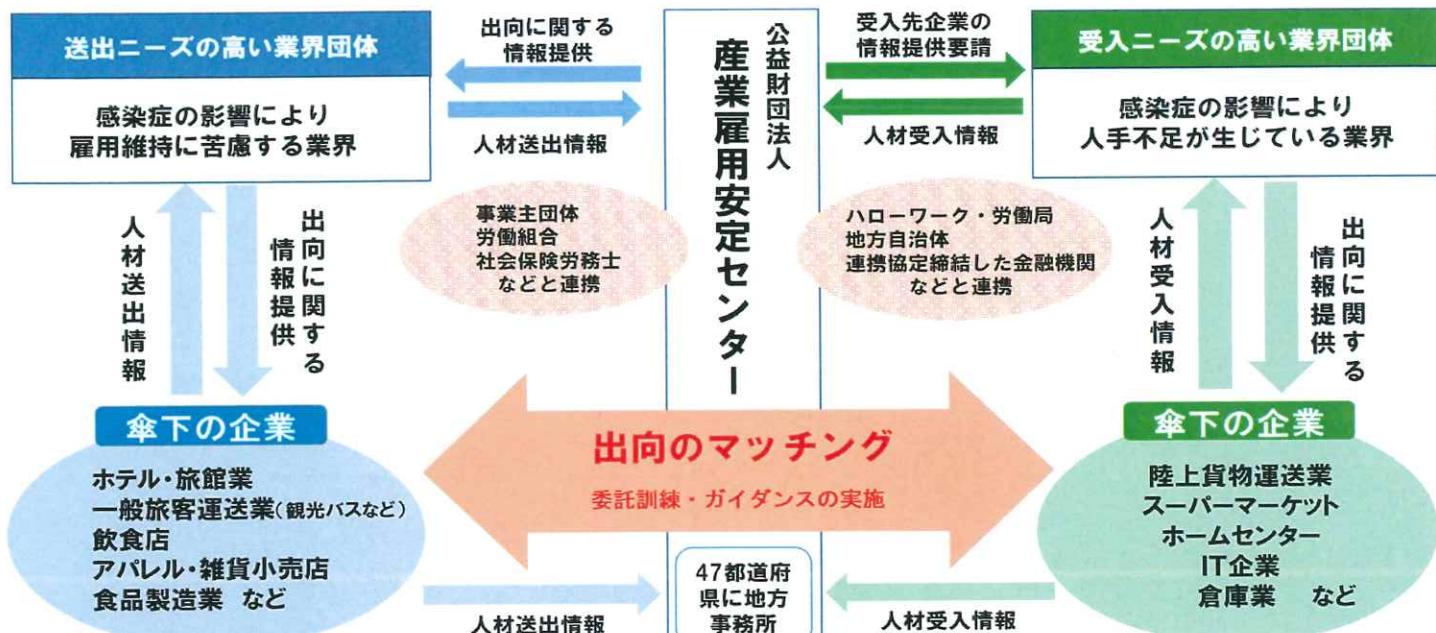
概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るために、人手不足等の企業との間で雇用シェア（在籍型出向）を活用しようとする場合に、双方の企業に対して出向のマッチングを無料で行います。（以下「雇用を守る出向支援プログラム2020」をご参照ください）

雇用を守る出向支援プログラム2020

～雇用シェア（在籍型出向制度）を活用して一時的に休業している労働者の雇用を守ります～

産業雇用安定センターは、新型コロナウイルス感染症の影響等により一時的に雇用過剰となった企業が雇用を守るために、人手不足の企業等との間で雇用シェア（在籍型出向制度）を活用した出向支援を無料で行います。



お問い合わせ先

(センターHP)

全国47都道府県の県庁所在地に当センターの事務所があり、無料にて企業からのご相談を承ります。



産業雇用安定センターとは

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体等が協力して設立された公益財団法人です。設立以来、21万件以上の出向・移籍の成立実績があります。



公益財団法人 産業雇用安定センター 滋賀事務所 〒520-0051 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル6階

☎ 077-526-3991 Fax 077-526-2761

「雇用シェア」（在籍型出向制度）を活用して、従業員の雇用を守る企業を無料支援します！

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に雇用過剰となつた企業が従業員の雇用を守るために、人手不足などの企業との間で「雇用シェア」（在籍型出向制度）を活用しようとする場合に、双方の企業に対して出向のマッチングを無料で行います。



感染症の影響で従業員の仕事がない。雇用を維持するために一時的に他社で働いてほしい。



人手不足が感染症の影響で加速している。人員の確保が急務。

送出ニーズの高い業界団体

感染症の影響により雇用維持に苦慮する業界

ホテル・旅館業
一般旅客運送業（観光バスなど）
飲食店
アパレル・雑貨小売店
食品製造業など

出向に関する情報提供
人材送出情報

産業雇用安定センター

公益財団法人

受入先企業の情報提供要請
人材受入情報

受入ニーズの高い業界団体

感染症の影響により人手不足が生じている業界

陸上貨物運送業
スーパー・マーケット
ホームセンター
IT企業
倉庫業など

出向の事例

	送り出し企業の業態	送り出しの理由	受入れ企業の業態	受け入れの理由
1	一般貸切旅客自動車運送業（観光バス）	インバウンドの外国人観光客の減少により観光バス運転手の雇用維持に苦慮している。	一般貨物自動車運送業（トラック運送）	従来からの人手不足に加えて、感染症により食料品や衛生資材の輸送やD.I.Y関連商品の出荷が増加し、トラック運転手や倉庫関連の人員確保が急務。
2	旅館・ホテル業	感染症の影響などにより稼働率が大幅に低下したため、4月入社の新入社員を自宅待機させていたが、社員教育を兼ねて出向を活用したい。	百貨店・総合スーパー	新入社員の教育の重要性を理解し、出向受け入れを行った。地域企業間の相互協力の一環としての意味合いもある。
3	製鋼・製鋼圧延業	感染症の影響により輸出が減少している。その間、異業種に出向させることにより品質検査等のレベルの底上げを図りたい。	自動車・同付属品製造業	年末にかけて製造ラインの要員が不足するため、製造業の熟練者を早めに確保したい。

（公財）産業雇用安定センターとは

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。設立以来、21万件以上の出向・移籍の成立実績があります。



全国47都道府県の県庁所在地に当センターの事務所があり、無料で企業からのご相談を承っています。

（センターHP）

LL021012企01

「雇用シェア」を活用する場合、一定の要件を満たせば 雇用調整助成金が使えます！

雇用調整助成金の対象となる「出向」

- 雇用調整を目的とする出向（経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象です。
- 雇用維持を図るための助成ですので、出向後は元の事業所に戻って働くことを予定していることが前提です。

[その他要件]

- ・出向元と出向先が、親子・グループ関係にないなど、資本的、経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること
- ・出向元で代わりに労働者を雇い入れる、出向先で別の人を出向させたり離職させる、出向元と出向先で労働者を交換するなど、玉突き雇用・出向を行っていないことなどの要件があります。

出向の場合の助成額

出向元が出向労働者の賃金^{※1}の一部を負担する場合、以下のいずれか低い額に助成率^{※2}をかけた額を助成。

- イ 出向元の出向労働者の賃金に対する負担額
- 出向前の通常賃金の1／2の額

*ただし、8,370円 × 330/365 × 支給対象期の日数が上限。

【例】出向時賃金日額18,000円、出向元負担4割の場合

出向元負担7,200円	出向先負担10,800円
中小企業の場合 2/3 4,800円助成	実質負担 1/3 2,400円

受給までの流れ

出向先との契約^{※3}
労組などとの協定
出向予定者の同意

計画届提出・要件の確認

出向の実施（1ヶ月～1年）

支給申請・助成金受給

※1：出向労働者に出向前に支払っていた賃金とおおむね同額を支払うことが必要です。

※2：助成率は、中小企業 2/3 大企業 1/2

※3：出向元と出向先の間で、出向期間、出向中の労働者の待遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。

雇用調整助成金の申請・問い合わせ先

都道府県労働局・ハローワーク

ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局 職業安定部職業対策課（助成金センター）および、ハローワークまでお問い合わせください。

雇用調整助成金

検索